

# 廃棄物の受入について

## 1. 受入対象廃棄物の種類

受け入れる廃棄物の種類は以下のとおりであって、受入基準(別表参照)を満たすものに限ります。

処分方法	区分	廃棄物の種類
中間処理 (破碎・溶融) ※受入基準(P2)が適用されます。	産業廃棄物	燃えがら
		汚泥
		廃油
		廃プラスチック類(廃タイヤは除く。)
		ゴムくず
		金属くず
		ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず
		鋳さい
		がれき類
		ばいじん
		紙くず
		木くず
		繊維くず
	動植物性残さ	
	特別管理産業廃棄物	廃油
		感染性廃棄物
		廃石綿等
		特定有害産業廃棄物
	一般廃棄物	事業系一般廃棄物
		焼却灰
		不燃残さ
		溶融スラグ
	特別管理一般廃棄物	不法投棄又は掘り起こし廃棄物
その他	ばいじん	
	汚染土壌	
埋立処分 ※受入基準(P3)が適用されます。	産業廃棄物	燃えがら
		汚泥
		ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず
		鋳さい(溶融スラグ含む。)
		がれき類
		ばいじん
	一般廃棄物	焼却灰
		不燃残さ(ガラスくず等)
		溶融スラグ
		不法投棄又は掘り起こし廃棄物
	その他	残土

### 注意事項

注1：廃酸、廃アルカリ、動物のふん尿・死体、爆発性・毒性のある廃棄物、PCB、放射性物質及びこれによって汚染されたものは受入できません。

注2：茨城県外で発生した廃棄物は受入できません。